

フォローアップ研修会 (労働基準監督署の活動)

愛知労働局 労働基準部 監督課
特別司法監督官 齋藤

本日本話する内容

- 1 監督指導業務について**
- 2 司法警察業務について**
- 3 発着荷主に対する取り組み**

労働基準監督署の業務（監督指導）

法違反の指摘（是正勧告・改善指導）

監督署の職員が会社に立ち入る等し、会社の労働条件や安全衛生状況を確認して、問題が認められた場合に、是正を求めて指導するものです。

令和5年度に、愛知労働局全体で道路貨物運送業を営む**202事業場**へ立入調査を実施し、約7割に法違反の指導を行っています。

指導した法違反については、①労働時間、②割増賃金、③労働時間未把握等が主なものになります。

指導を受けた会社は、指摘を受けた行政指導に対して、改善の取り組みを実施して、その結果を監督署へ報告します。

刑事手続き

監督署

- ・ 取調べ
- ・ 捜査報告書作成
- ・ 検事協議
- ・ 強制捜査



検察庁

- ・ 検事からの取調べ
- ・ 起訴、不起訴決定

プレスリリース

発着荷主等に対する取組

- 令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を開始した。

1. 荷主特別対策チームの概要

1.トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています

「荷主特別対策チーム」は、都道府県労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。

2.労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

3.都道府県労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます

都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。

4.長時間の荷待ちに関する情報を収集します

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。

※URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html



2. 発着荷主等による長時間の荷待ちに対する取組 (愛知労働局荷主特別対策チーム)

	令和5年度
「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数	54件
発着荷主等に対する要請を実施した事業場数	591事業場

発着荷主に対する要請（労働時間・相談支援班）

【要請時に把握した事例1】

設計事務所／労働者数300人／価格転嫁

⇒人件費の価格転嫁に向けて、取引企業トップ間では了承されているが、実際には価格引き上げのノウハウ・仕組みがなく、仕組みづくりに苦慮している。

【要請時に把握した事例2】

陸上貨物運送業／労働者数60名／運賃引き上げ・荷待ち削減

⇒随時運賃引き上げの申し出を受けている。一部は標準運賃に基づくものもあるが、基づかない場合は回答がすぐにできない（他の下請にも影響する）。引き続き交渉中。

⇒荷待ち対策として、在庫予約システムの導入がないため、長時間荷待ちを発生させている。

荷待ち削減には取り組んでいきたい。

【要請時に把握した事例3】

陸上貨物運送業／労働者数400名／荷待ち削減

⇒荷待ち時間は最大で30分。荷待ち短縮に向けて、予約システムを導入しているほか、入出庫の波をなくして平準化を図るため、発注担当の部署と連携。営業部署とも連携して、メーカーから仕入れる際に予めパレット積みしておくように協力依頼を行っている。

発着荷主に対する要請（労働時間適正化指導員）

【労働時間適正化指導員の構成】

1 法令指導員（労働基準監督署配置）

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準」という。）及び労働関係法令に精通し、法令等の遵守に係る具体的指導を期待できる者。

2 業界指導員

業界の実情、経営課題等に精通し、自動車運転者の労務管理に深い知識と経験を有する者。

発着荷主に対する要請(労働時間適正化指導員)

1 目的

道路貨物運送業の長時間労働の要因には、取引慣行等の事業主の個々の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ちの改善事例等を示すこと等により、自動車運転者の長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を促進すること。

2 実施体制

法令指導員又は業界指導員。

3 対象

署が要請を行った発着荷主等の事業場のうち、支援を希望した事業場。

発着荷主に対する要請（労働時間適正化指導員）

～・指導員からのアドバイスで荷主として取り組んだもの・～

①（荷主側と下請運送業者の）双方でコースの見直しの検討を行った。

⇒下請運送業者を増やして労働時間の分散を図る等下請運送業者における時間外労働時間を令和6年3月までに、1ヶ月80時間以内に収めるように準備を進めている。

②運賃の引き上げについて

⇒（荷主側と下請運送業者の）双方でドライバーの労働時間の実績を共有する等して、話し合いを進めている。

③荷主として運賃の引き上げについて社内で検討した。

⇒協力会社からの要請はないが、運賃の引き上げについて、担当者から協力会社へ話をするように準備を進めている。

「はたらきかたススめ」特設サイトをご覧ください！



2024年4月から時間外労働の上限規制が適用された、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師について、業界別の取組や国民の方に理解を深めていただけるようなコンテンツを掲載しています。

働き方改革をすすめるために。。。

- ・荷待ち時間を削減し、トラックドライバーが決められた時間内で配送を行えるようにする
 - ・宅配ボックスなどを活用した置き配を利用する
 - ・P AやS Aの駐車のルールを守る
 - ・著しく短い工期を前提とした工事依頼は控える など
- わたしたちにできることがあります！**

はたらきかたススめ

←是非ご覧ください！→

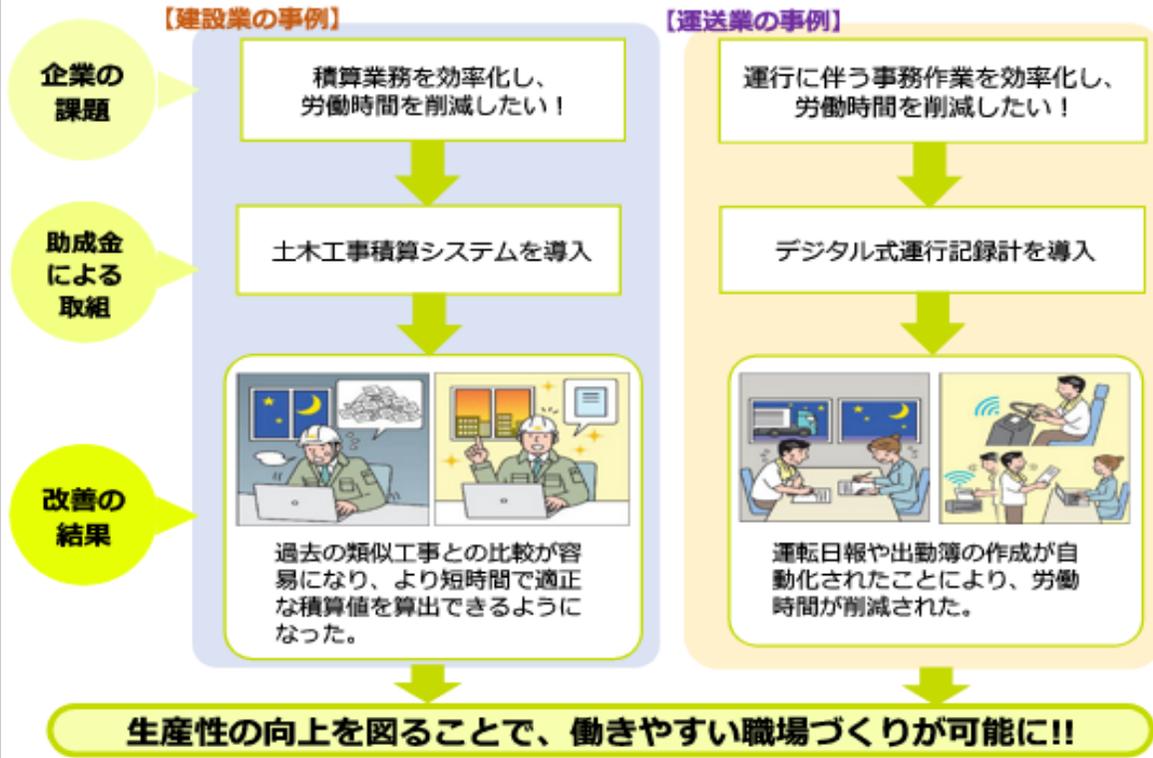


愛知労働局・県下労働基準監督署

令和6年度「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コースのご案内

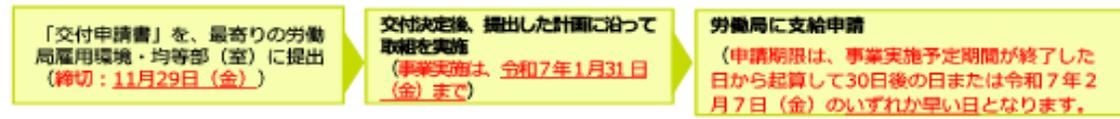
令和6年4月1日に、建設業、自動車運転の業務、医業に従事する医師にも、**時間外労働の上限規制が適用されました**。このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減など環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例（建設業、運送業の場合）



労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入など成果目標の達成状況に応じて取組の実施に要した経費の一部を**最大100万円**（業種による）まで助成します。

ご利用の流れ



（注意）本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、下記にお尋ねください。

愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）まで
問合せ先：052-857-0313

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。

電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

